

雄武町立沢木小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年4月策定
(令和5年3月改訂)

1 はじめに

雄武町立沢木小学校は、教職員・保護者・地域など全ての関係者が当事者意識を持ち、一体となって、児童が楽しく安心して心豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等のための対策を総合的、効果的に推進する基本的な方針(以下「沢木小学校基本方針」という)を策定する。

【経緯】

平成25年	6月	「いじめ防止対策推進法」(法)
平成26年	4月	「北海道いじめの防止等に関する条例」(条例)
平成26年	8月	「北海道いじめ防止基本方針」(道の基本方針)
平成29年	3月	「いじめの防止等のための基本的な方針」(国の基本方針)
平成30年	2月	「北海道いじめ防止基本方針」の改定
令和5年	3月	「北海道いじめ防止基本方針」の改定



【主な改定ポイント】

○望ましい人間関係を構築する能力等の育成を図る取組の充実
○いじめを生まない安全・安心な学校の環境づくりの推進
○児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの適切な利用の促進
○法に基づくいじめの積極的認知(「いじめ見逃しゼロ」)の徹底
○法に基づく道教委の指導助言及び市町村教育委員会との連携強化
○学校及び市町村教育委員会での早期からの組織的な対応の徹底
○警察等の関係機関との連携による事案への対応
○法律や心理の専門家と連携した市町村教育委員会及び学校への支援
○重大事態調査の迅速かつ適正な実施への支援
○地方公共団体の総合教育会議による協議・調整等

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法第2条1項)

↓ 次の要件が満たされている場合、いじめとして対応します

1 一定の人的関係にあること(学校外の塾やスポーツ少年団なども含めて)
2 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上のものも含めて)
3 行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること(インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応をします。)

(2) いじめの解消

- | |
|--|
| 1 いじめに係る行為が止んでいること
※心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続している。 |
| 2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
※苦痛を感じていないことを被害児童本人および保護者に面談などで確認する。 |

3 学校いじめ防止基本方針について

(1) いじめ防止に対する基本姿勢

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、いじめに向かわせない為の未然防止・早期発見・早期対応に取り組むため、いじめ防止基本方針を定める。

【いじめ防止に対する基本姿勢として】

- | |
|---|
| ① 「いじめは決してゆるさない」「見過ごさない」という雰囲気づくりに努める。 |
| ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。 |
| ③ 児童、職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と職員をはじめとする校内における信頼関係を築く。 |
| ④ いじめの早期発見のために、教育相談・アンケート等あらゆる手段を組織的に講じる。 |
| ⑤ いじめの早期解決のために、該当児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各関係機関・専門家等と協力して解決に当たる。 |

(2) いじめ(問題行動)に対する指導体制(校内組織)

いじめ防止等に組織的に対応するため、「学校いじめ対策組織」を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて、委員会を開催する。(必要に応じて校外構成員も入る。)

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 〈校内構成員〉 | 校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、その他関係職員 |
| 〈校外構成員〉 | 教育委員会、学校評議員、民生児童委員、関係機関 |

4 いじめの未然防止のための取組

いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという意識を常にもち、日頃から未然防止に取り組む姿勢が求められる。

(1) 指導の方向性

- | |
|--|
| ○相手の心情を正しくとらえ心の通じ合う、円滑なコミュニケーション能力を育む。 |
| ○一人ひとりが活躍できる授業作りや集団づくりを目指す。 |
| ○学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高められる取組を行う。 |
| ○地域の教育資源（人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など）を活用した道徳教育の推進。 |
| ○自他の意見に相違があっても、互いに認め合い、高め合う道徳教育の推進。 |
| ○発達段階に応じた、豊かな情操や社会性、規範意識を育む教育活動や体験活動の推進。 |
| ○教育全体を通じた人権に関する教育の推進。 |
| ○児童会活動を通して、児童が自主的にいじめの防止に取り組む活動の推進。 |

(2) 指導の留意点

〇いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることから、全児童を対象とする。
〇いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合い得るよう指導を工夫する。
〇いじめの傍観者とならず、勇気をもって教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの大切さを伝える。

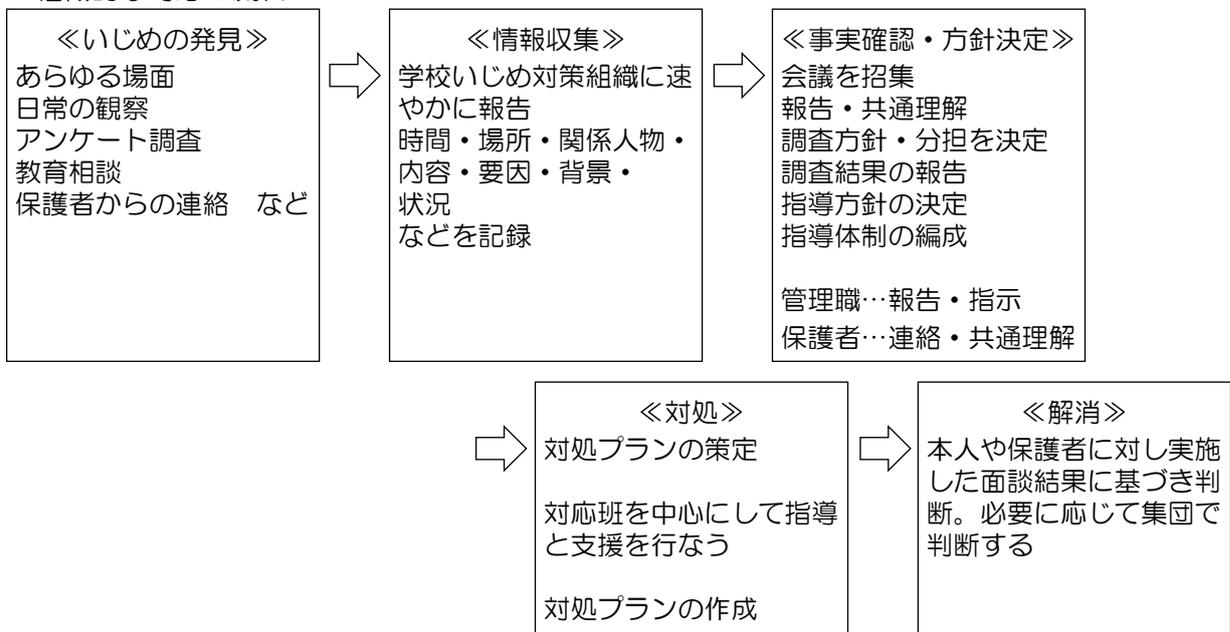
5 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめを見逃さない体制づくり

いじめを認知した場合には、教職員がいじめの問題を抱え込んだり、いじめを看過したり軽視したりせず、他の教職員や保護者と連携し対応するなど、教職員一人ひとりがいじめを見逃さない体制づくりに努めることが重要である。

①積極的な認知 ⇒ ②組織的な対応 ⇒ ③適切な対処
⇒ ④確認・周知・共通理解 ⇒ ⑤防止策の見直し・共有

(2) 組織的な対応の流れ



6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合をいう。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会との協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施すると共に、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に考え、いじめを行った児童に対して適切な懲戒を加えることがある。その際は、教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

8 年間を見通したいじめ防止指導計画

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取り組みを計画、実施する。

【年間計画】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学級づくり → 人間関係づくり → 保護者への説明・啓発(全体懇談・学級懇談会)											
早期発見に向けた取組	アンケート①						アンケート②					
	教育相談週間 ※「ハイパーQ-U」の活用											
職員会議等	児童交流会 → 職員会議 (基本方針検討)											
	学期末反省 取組評価・分析				学期末反省 取組評価・分析				年度末反省 取組評価			